

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づくちえの和みんなの相談窓口運営規程（特定相談支援事業・障がい児相談支援事業）

（事業の目的）

第1条 株式会社福祉ステーションちえの和（以下「事業者」という。）が設置するちえの和みんなの相談窓口（以下「事業所」という。）において実施する特定相談支援事業及び障がい児相談支援事業（以下「特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障がい児及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）に対し、適切な指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 特定相談支援事業等の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス期間等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 特定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者等の意向を踏まえ、計画作成対象障がい者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業所等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとする。

4 事業所は、自らその提供する特定相談支援事業等の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

5 前4項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 ちえの和みんなの相談窓口

（2）所在地 兵庫県伊丹市鴻池 5-6-6

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

事業所の職員体制

管理者 1名（常勤職員 相談支援専門員と兼務）

管理者は、従業者の管理、指定計画相談支援等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、法令等において規定されている事項について、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）相談支援専門員 1名以上

相談支援専門員は、利用者等の日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画及び障がい児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）の作成

及び継続的なモニタリング等を行い、適切な福祉サービス等の利用が行われるようにする。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日から8月15日まで、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日から8月15日まで、12月29日から1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

(指定計画相談支援等を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- (3) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）
- (4) 精神障害者（18歳未満の者を含む）
- (5) 難病等対象

(指定計画相談支援の内容)

第7条 事業所で行う指定計画相談支援等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活全般に関する相談
 - (2) 地域の福祉サービス事業者等の情報提供
 - (3) サービス等利用計画等の作成及び評価
 - (4) 訪問による継続的なモニタリング
 - (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (1) から (4) に附帯するその他必要な支援、相談、助言等

(利用者及び障がい児の保護者から受領する費用の額等)

第8条 法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、利用者及び障がい児の保護者から計画相談支援給付費及び障がい児相談支援給付費の額の支払いを受けるものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、指定計画相談支援等を提供している利用者等が当該指定計画相談支援等と同一の月に受けた指定障がい福祉サービス等及び指定障がい児通所支援（以下「指定障がい福祉サービス等」という。）につき、法第29条第3項第2号に掲げる額若しくは児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする

この場合において、当該事業所は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び利用者等に対し指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者等に通知

するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、宝塚市、西宮市、伊丹市、尼崎市、川西市、交通費発生無し。

(苦情解決)

第11条 事業所は、その提供した指定計画相談支援等又はサービス等利用計画等に関する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、その提供した指定計画相談支援等に関し、関係法令の定めるところにより、県及び市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して県及び市町村が行う調査に協力するとともに、県及び市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 事業所は、利用者及び障がい児の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(感染症予防・まん延防止・食中毒対策)

第14条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定)

- 第15条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定相談支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
 - (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(ハラスメント対策)

- 第16条 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指す。
- (2) 利用者が職員に対して行う、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止する。

(法令遵守)

- 第17条 事業者は、法令を遵守するために下記の対策を講じる
- (1) 法令遵守に関する責任者を選定
 - (2) 従業員に対して、法令遵守を啓発、普及するために研修を実施
 - (3) 法令遵守の為の対策を検討する委員会を設置し、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。

(暴力団等の影響排除)

事業所の事業者及び管理者は暴力団員等でないこととし、運営は暴力団等の支配を受けないものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後6カ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 3 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援等を提供した日から5年間保存するものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
 - 5 事業所は、前項における評価の結果を公表する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。